

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月23日

【会社名】 株式会社マツキヨココカラ &カンパニー

【英訳名】 MatsukiyoCocokara&Co.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本 清雄

【本店の所在の場所】 千葉県松戸市新松戸東9番地1

【電話番号】 047(344)5110

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理統括 小部 真吾

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区湯島1丁目8番2号

【電話番号】 03(6845)0005

【事務連絡者氏名】 常務取締役グループ管理統括 小部 真吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番地1号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月20日の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金23円

配当総額円9,291,096,514円

効力発生日 2025年6月23日

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役として、松本南海雄、松本清雄、塚本厚志、松本貴志、小部真吾、石橋昭男、山本剛、松田崇、大村宏夫、木村恵司、河合順子、沖山奉子、品田英明、山本多絵子の14氏を選任するものです。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、奥村 洋子氏を選任するものです。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額（固定報酬及び業績報酬）につきましては、2021年6月29日開催の第14回定時株主総会において、取締役の総数に対して年額9億500万円以内（うち社外取締役分は年額400万円以内、業績報酬は対象外）とご承認をいただき、今日に至っております。

多様な人材の確保並びに、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を目的に社外取締役の報酬額を年額400万円以内から年額1億円以内に改定するものです。

また、社外取締役の報酬額改定に伴い、取締役の報酬額を年額9億500万円以内から10億円以内に改定するものです。なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含まないものといたします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) (注)3
第1号議案 剰余金処分の件	3,576,072	2,103	21,330	(注)1	可決 (99.21)
第2号議案 取締役14名選任の件				(注)2	
松本 南海雄	3,474,656	103,521	21,330		可決 (96.40)
松本 清雄	3,385,382	182,975	31,148		可決 (93.92)
塚本 厚志	3,487,888	75,625	35,995		可決 (96.76)
松本 貴志	3,487,635	75,878	35,995		可決 (96.76)
小部 真吾	3,487,929	75,584	35,995		可決 (96.76)
石橋 昭男	3,487,903	75,610	35,995		可決 (96.76)
山本 剛	3,487,881	75,632	35,995		可決 (96.76)
松田 崇	3,487,408	76,105	35,995		可決 (96.75)
大村 宏夫	3,557,676	20,505	21,330		可決 (98.70)
木村 恵司	3,557,468	20,713	21,330		可決 (98.69)
河合 順子	3,559,701	18,480	21,330		可決 (98.76)
沖山 奉子	3,559,273	18,908	21,330		可決 (98.74)
品田 英明	3,571,359	6,822	21,330		可決 (99.08)
山本 多絵子	3,572,989	5,192	21,330		可決 (99.12)
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)2	
奥村 洋子	3,575,942	2,226	21,330		(99.21)
第4号議案取締役の 報酬額改定の件	3,565,193	7,599	26,719	(注)1	可決 (98.91)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、4,037,493個です。

また、賛成の比率は、出席した株主の議決権の数(事前行使及び当日出席)に対する割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立しております。

よって、前記(3)の賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数は含まれておりません。